

盲ろう者通訳・介助者の派遣について

1. 登録数(令和3年8月時点)

内訳	人数
登録有効	397人
登録無効*	79人
合計	476人

* 現任研修未修了者。現在、活動停止中。

2. 登録有効者の内訳

内訳	人数
令和3年現任研修受講対象者	309人
免除者	80人
受講対象者	229人
令和4年以降現任研修受講対象者	88人
合計	397人

・令和3年度現任研修受講対象者229人のうち、受講の申し込みがあったのは137人。

・申し込みがなかった92人については、再度意向を確認。確認結果は以下のとおり。

(令和4年1月末時点)

内訳	人数
辞退の連絡あり	54人
辞退届提出済み	32人
辞退届未提出	22人
連絡なし	38人
合計	92人

3. 今後の予定

(1) 登録が無効の79人

派遣要綱第14条第3項に基づき、年度末に登録抹消手続きを行う。

(2) 令和3年度の現任研修未受講者92人

辞退届の提出があった32人は、速やかに登録抹消手続きを行う。

辞退届未提出者(22人)及び連絡がない者(38人)については(1)同様に、派遣要綱第14条第3項に基づき、年度末に登録抹消手続きを行う。

(3)参考(派遣要綱抜粋)

(通訳・介助者の登録)

第4条

- 3 前項の登録は、当該登録をした年度の3年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第3条第2項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(登録の抹消)

第 14 条 府は、通訳・介助者が次の各号いずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

- 一 前条第1項第2号又は第3号に該当し情状が重いつき。
- 二 前条第1項の登録の停止に違反したとき。
- 三 第4条第2項各号の要件を満たさなくなったとき。
- 四 不正の手段により第4条第2項の登録を受けたとき。

2 府は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を利用者に公表するものとする。

3 府は、利用者又は通訳・介助者から大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業利用者又は通訳・介助者登録辞退届(様式第8号)による届け出があったとき又は通訳・介助者が第4条第3項により登録の効力を失ったときは、その登録を抹消することができる。